

随意契約の契約状況表

(財務部)

	契約担当課	件名	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額 (単位：円)	地方自治 法施行令 第167条の 2第1項中	随意契約の理由
1	税制課	令和8年度大分市軽自動車税（種別割）納税通知書作製等業務委託	令和7年4月25日	大分市都町1丁目2番1号 大分中央通りビル5階 TOPPANエッジ㈱大分営業所	13,442,770	2号	本業務委託は、令和8年度に発送する税務システム標準化に対応した軽自動車税（種別割）納税通知書作製等のためのものであり、その業務内容は、台紙となる単票形式の納税通知書・納付書・口座振替依頼書・チラシ・封筒等（以下「各種帳票等」という。）の印刷から各種帳票等に納税義務者情報や課税情報の印字、封入封緘までの一連業務を行うものである。 業務の実施にあたっては、個人情報や税情報の厳格な管理はもとより、各種帳票等への印字や封入封緘など正確性・確実性が求められる業務を、令和8年4月中旬から4月下旬までの極めて短期間の間に行わなければならない。 そして、納税通知書に同封する納付書として採用しているMPN標準帳票は、発行前にゆうちょ銀行の版下審査、文字品質試験や整合性試験を受け同銀行の承認を得なければならない、その手順が多岐にわたることから、この一連の流れに要する期間は一般的に約半年程度を要する。 また、令和8年1月に実施される基幹業務システムの標準化により、多数の課が発行している納付書様式自体が変更となることで、総合収納システムの標準化対応改修が行われることが判明し、ゆうちょ銀行の承認を受けた納付書様式に基幹システムから出力されたデータをもとに印字されたシステム開発用の納付書（以下「開発用納付書」という。）を、令和7年7月までに用意するように同システム開発事業者から依頼があった。前段のゆうちょ銀行の承認に必要な期間を想定すると、令和7年度に入れを行い委託業者を決定するスケジュールを採用した場合、期日までに開発用納付書を用意出来ない可能性が高く、市全体の収納事務に影響を及ぼしかねない。 前年度の委託業者であるTOPPANエッジ株式会社は統合税務システム導入時にプログラムを作製し各種テスト、動作確認も完了しており、審査基準が厳しいMPN標準帳票の様式審査を過去に承認されているので、標準化に伴う様式変更にも迅速に対応でき、再承認も期間短縮ができると推察される。 上記理由により、TOPPANエッジ株式会社以外に本業務を確実に履行することができる者がいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約を行うものである。
2	納税課	令和7年度大分市税督促状作成等業務委託	令和7年4月1日	株式会社 オーイーシー	8,920,560	2号	本業務委託は、令和7年度に発送する大分市税督促状作製等のためのものであり、その業務内容は、台紙となる単票形式の督促状・チラシ・封筒等（以下各種帳票等という。）の印刷から督促状に納税義務者情報や対象税情報の印字、封入封緘までの一連業務を行うものである。 業務の実施にあたっては、個人情報や税情報の厳格な管理はもとより、各種帳票等の印字や封入封緘から発送までの正確性・確実性が求められる業務を毎月行わなければならない。 現在督促状として採用しているMPN標準帳票は、発行前にゆうちょ銀行の版下審査、文字品質試験や整合性試験を受け同銀行の承認を得なければならない、その手順が多岐にわたることから、この一連の流れに要する期間は一般的に約半年から8ヶ月程度を要する。また、各試験に使用する版下原稿の作成や見本品の印刷にも校正等の期間を要するため、実際はこれ以上になると見込まれる。一度承認を受けた納付書については、様式変更がない限り当該税目を印刷する委託業者が発行するものについては再承認の必要はない。整合性試験に対するゆうちょ銀行への費用発生はないが、委託業者の契約費用は試験対応分増加することとなり、新規事業者と契約した場合はこの分が追加される。 加えて、新たに納付書を作成するという一方で、ゆうちょ銀行の他に大分市が採用している総合収納システムのOCRライン読取テストやコンビニ収納テストも行う必要があり、これについては、同システムを管理している大分銀行へ別途読取テスト費用を支払う必要がある。委託費に加えてこれらの費用も発生すること及び納付書の承認スケジュールを鑑みて、これまで当課は督促状発送を確実に行うために随意契約を採用してきた。 また、令和8年1月に実施される基幹業務システムの標準化により、多数の課が発行している納付書様式自体が変更となることで総合収納システムの標準化対応改修が行われることが判明し、ゆうちょ銀行の承認を受けた納付書様式に基幹システムから出力されたデータをもとに印字されたシステム開発用の納付書（以下「開発用納付書」という）を令和7年7月（遅くとも9月）までに用意するよう同システム開発事業者から依頼があった。前段のゆうちょ銀行の承認に必要な期間を想定すると、令和6年度から対応する必要があることは明白であり、令和7年度に入れを行い委託業者を決定するスケジュールを採用した場合、期日までに開発用納付書を用意出来ない可能性が高く、市全体の収納事務に影響を及ぼしかねない。 そこで、前年度の委託業者である株式会社オーイーシーにて令和6年度中に対応の一部を終わらせることで上記問題の解決が可能と考え、既に同年度中に対応を進めている。これにより、令和7年度に同事業者と本件の随意契約を行い、残った審査も完了する目途が立つため、総合収納システム改修に必要な開発用納付書も準備できる見通しとなる。 加えて、同事業者は統合税務システム導入時にプログラムを作製し各種テスト、動作確認も完了しており、審査基準が厳しいMPN標準帳票の様式審査もクリアしているため、今回の標準化に伴う様式変更への対応も迅速に出来ると推察される。 上記理由により、株式会社オーイーシー以外に本業務を確実に履行することができる者がいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約を行うものである。

随意契約の契約状況表

(財務部)

	契約担当課	件名	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額 (単位：円)	地方自治 法施行令 第167条の 2第1項中	随意契約の理由
3	納税課	令和6年度 納税催告書 作成・封入・封緘等業 務委託	令和7年4月1日	株式会社 オーイーシー	5,863,275	2号	本業務委託は、現年市税の滞納者を対象に納税催告書及び納付書を作成、印字、封入、封緘を行うものである。 令和5年4月1日より開始された共通納税税目拡大にあたって、本業務委託においても地方税統一QRコードに対応する納付書を作成・印字する必要がある。この納付書は、地方税統一QRコードを印字した見本品を金融機関へ提出し、様式審査及び読取テストを行い、承認を得て初めて利用が可能となるものであり、準備に長い期間を要する。特に、ゆうちょ銀行については、承認を得るまでにおよそ半年程度の準備・テスト期間を要する。 加えて、新規業者と契約し、印刷機器等が変わる場合、大分市が採用している公金収納サービスのOCRライン読取テストやコンビニ収納テストも行う必要があり、これについては公金収納サービスを管理している大分銀行へ別途読取テスト費用を支払う必要がある。 また、令和8年1月に実施される基幹業務システムの標準化により、国が示す標準仕様書に対応した納付書に変更しなければならない。納付書の変更に伴い、総合収納システムの標準化対応改修が行われるため、前段のゆうちょ銀行の承認を受けた納付書様式に基幹システムから出力されたデータをもとに印字されたシステム開発用の納付書（以下「開発用納付書」という。）を令和7年7月（遅くとも9月）までに用意するよう同システム開発事業者から依頼があった。国が示す標準仕様書に対応した納付書の版下原稿の作成対応、前段のゆうちょ銀行の承認等に必要期間を想定すると、令和6年度から対応する必要があることは明白であり、令和7年度に入札により委託業者を決定するスケジュールを採用した場合、期日までに開発用納付書を用意出来ない可能性が高く、市全体の収納事務に影響を及ぼしかねない。 そこで、前年度の委託業者である株式会社オーイーシーにて令和6年度中から対応を進めることで上記問題の解決が可能と考え、既に同年度中に対応を進めている。これにより、令和7年度に同事業者と本件の随意契約を行い、残った審査及び読取テストも完了する目途が立つため、総合収納システム改修に必要な開発用納付書も準備できる見通しとなる。 上記理由により、株式会社オーイーシー以外に本業務を確実に履行することができる者がいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約を行うものである。
4	管財課	大分市庁舎外自家用電 気工作物保安管理業務 委託	令和7年4月1日	大分市大字三芳1159-1 一般財団法人九州電気保安 協会大分支部	6,421,800	2号	本業務は、大分市庁舎外8施設における自家用電気工作物の保安管理業務（電気主任技術者の選任含む）を委託するものです。 電気保安管理業務は、事故等が発生した場合に迅速な対応が必要なうえ、事故を未然に防止するには普段から維持管理及び点検等を適切に行わなければならない、高度な専門知識と技術が求められます。 また停電事故発生時は迅速に事故原因を特定し市民の安全確保と多種多様な電算システムの復旧を図らなくてはならない上、点検時の停電作業も電算による各施設予約システム或いは大分市ホームページ等の情報システム導入に伴って停電作業時間も短縮しなければならず点検実施要員の確保が不可欠です。（現在約30数名にて実施） 以上のことから豊富な経験、品質マネジメント導入、24時間受付対応、高度な専門知識をもった人員を多数確保し、支所等を含む市役所の業務に支障をきたすことなく保安管理できるのは、（財）九州電気保安協会を除いてはありません。
5	管財課	庁舎昇降機保守点検業 務委託	令和7年4月1日	福岡県福岡市博多区住吉1-2-25 三菱電機ビルソリューションズ㈱西日本支社	10,263,000	2号	本業務は本庁舎、議会棟、第2庁舎の昇降機の保守点検業務を行うものです。 昇降機のトラブルは直接人命にもかかわることから安全性の確保が第一義となります。 しかしながら昇降機の保守点検業務にあたっては、メーカーごとに特殊な仕様部品が多く使用されており、保守を行う昇降機の構造等について十分熟知していなければ、適正な点検を行うことができません。些細なミスが重大な事故につながる危険性があるほか、トラブル発生時における復旧時間にも影響を与えることを考慮する必要があります。 昇降機は設置から年数が経過するほど、消耗部品の供給が困難な状況になることから、部品の交換や故障が生じた際にも部品の調達や故障対応が確実に行えるよう庁舎の昇降機については建設当初よりフルメンテナンス契約行っております。 フルメンテナンス契約を行うことで、メーカーに部品がストックされるとともに、部品交換も別途費用を伴うことなく当該業務内において行うことが可能となります。 但し、このフルメンテナンス契約については、建設当初からの継続契約のみ可能で、中途での契約は行えないため、この契約が切れてしまうと部品調達が不確実となるほか、部品交換時に別途多くの費用が生じることにもなります。 庁舎の昇降機の保守点検業務を適正かつ確実に行えるのは、設置された昇降機について最も熟知するとともに唯一フルメンテナンス契約を結ぶことのできる昇降機メーカー保守点検部門である三菱電機ビルソリューションズ株式会社を除いてほかにありません。 当該業者はこれまでも維持管理を行ってまいりましたが、重大事故を発生させることなく、トラブル発生時にも迅速かつ適正な維持管理が行われております。

随意契約の契約状況表

(財務部)

	契約担当課	件名	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額 (単位：円)	地方自治 法施行令 第167条の 2第1項中	随意契約の理由
6	管財課	城崎分館昇降機保守点 検業務委託	令和7年4月1日	福岡県福岡市博多区住吉 1 －2－2 5 三菱電機ビルソリューションズ ㈱西日本支社	924,000	2号	本業務は城崎分館の昇降機の保守点検業務を行うものです。昇降機のトラブルは直接人命にもかかわることから、安全性の確保が第一となります。 しかしながら昇降機の保守点検業務にあたっては、メーカーごとに特殊な仕様部品が多く使用されており、保守を行う昇降機の構造等について十分熟知していなければ、適正な点検を行うことができません。些細なミスが重大な事故につながる危険性があるほか、トラブル発生時における復旧時間にも影響を与えることを考慮する必要があります。 また、昭和47年設置から50年以上が経過しており、城崎分館改修時には制御系統は新規交換しましたが、かご、巻き上げ機、一連の機械駆動部については、継続使用であり、年数が経過するほど、消耗部品の供給が困難な状況になることから、部品の交換や故障が生じた際にも部品の調達や故障対応が確実にいえるよう城崎分館の昇降機については旧土地改良会館の建設当初よりフルメンテナンス契約を行っております。 フルメンテナンス契約を行うことで、メーカーに部品がストックされるとともに、部品交換も別途費用を伴うことなく当該業務内において行うことが可能となります。 但し、このフルメンテナンス契約については、建設当初からの継続契約のみ可能で、中途での契約は行えないため、この契約が切れてしまうと部品調達が不確実となるほか、部品交換時に別途多くの費用が生じることにもなります。 庁舎の昇降機の保守点検業務を適正かつ確実にいえるのは、設置された昇降機について最も熟知するとともに唯一フルメンテナンス契約を結ぶことのできる昇降機メーカー保守点検部門である三菱電機ビルソリューションズ株式会社を除いてほかにありません。
7	管財課	佐賀関市民センター昇 降機保守点検業務委託	令和7年4月1日	大分市大津町 1 丁目 2 〇 番 3 8 号 日本昇降機㈱大分営業所	844,800	2号	本業務は佐賀関市民センターの昇降機の保守点検業務を行うものです。昇降機のトラブルは直接人命にもかかわることから、安全性の確保が第一となります。 しかしながら昇降機の保守点検業務にあたっては、メーカーごとに特殊な仕様部品が多く使用されており、保守を行う昇降機の構造等について十分熟知していなければ、適正な点検を行うことができません。些細なミスが重大な事故につながる危険性があるほか、トラブル発生時における復旧時間にも影響を与えることを考慮する必要があります。 また、佐賀関市民センターはフルメンテナンス契約を結んでおり、フルメンテナンス契約を行うことで、メーカーに部品がストックされるとともに、部品交換も別途費用を伴うことなく当該業務内において行うことが可能となります。 但し、このフルメンテナンス契約については、建設当初からの継続契約のみ可能で、中途での契約は行えないため、この契約が切れてしまうと部品調達が不確実となるほか、部品交換時に別途多くの費用が生じることにもなります。 佐賀関市民センターの昇降機の保守点検業務を適正かつ確実にいえるのは、設置された昇降機について最も熟知するとともに唯一フルメンテナンス契約を結ぶことのできる昇降機メーカー保守点検部門である日本昇降機株式会社を除いてほかにありません。 当該業者はこれまでも維持管理を行ってまいりましたが、重大事故を発生させることなく、トラブル発生時にも迅速かつ適正な維持管理が行われております。
8	管財課	庁舎放送設備保守点検 業務委託	令和7年4月1日	大分市大字上宗方字川下 2 9 6－2 大分音響㈱	1,358,500	2号	本委託業務は、庁舎放送設備、非常放送設備の保守点検を行うものです。 放送設備の保守にあたっては高度な技術と知識が必要となりますが、トラブル発生時の対応を含め適切かつ迅速に対応がえられるのは、本設備である T O A ㈱の代理店であり、システム構築から配線工事、各機器を設置した大分音響株式会社を除いてほかにありません。
9	管財課	本庁舎地下駐車場管制 システム点検業務委託	令和7年4月1日	福岡県福岡市博多区住吉 1 －2－2 5 三菱電機ビルソリューションズ ㈱西日本支社	891,000	2号	本委託業務は、地下駐車場に設置している駐車管制システムの保守点検業務を行うものです。 地下駐車場は、平成24年度に機械駐車場を解体し平面駐車場として利用しており、その際に、駐車管制システムを導入することにより効率的に駐車案内を行っています。管制システムは、構成している各機器を地下駐車場に合わせてシステム構築しており、故障時の部品調達を含めて迅速且つ適切な保守対応ができるのは機器メーカーしかありません。
10	管財課	庁舎冷却塔保守点検業 務委託	令和7年4月1日	福岡県糟屋郡粕屋町長者原 東 2－7－3 4 九州信技㈱	2,728,000	2号	本業務委託は、本庁舎、第2庁舎の冷却塔保守点検を行うものであります。 庁舎の冷却塔は、ガス冷温水機を循環している冷却水を冷やすための設備で、冷却塔内充填材によって冷却性能に大きく影響するため、正常に運転するためには高度な知識が不可欠且つ、本設備を熟知している必要があります。 ガス冷温水機の安定運用の確保が第一義となりますが、当該業務を迅速かつ的確な保守を行う業者はメーカーしかありません。
11	管財課	庁舎ガス冷温水機保守 点検業務委託	令和7年4月1日	福岡県糟屋郡粕屋町仲原 2 6 4 8 荏原冷熱システム㈱九州支 店	6,206,200	2号	本委託業務は、庁舎ガス冷温水機の性能を維持するため保守点検を行うものです。 庁舎ガス冷温水機の点検には、高度かつ特殊な技術が要求されことから、機器メーカー独自の講習を受け内部構造等に十分熟知している必要があります。 また、部品等は機器メーカーごとに製作しており、故障時は迅速かつ適切な対応により早急な機能回復を求められるため、対応できるのは機器メーカーしかありません。
12	管財課	本庁舎省エネ空調設備 保守点検業務委託	令和7年4月1日	福岡県福岡市博多区博多駅 前 3－2－1 三機工業㈱九州支店	7,425,000	2号	本委託業務は本庁舎省エネ空調設備の性能維持のため保守点検を実施するものです。 本設備は、省エネルギー対策としてNEDO補助金を活用し設置されたものであり、常時削減効果を監視しながら、その結果に基づき省エネ運転をしておりますが、消費電力削減効果を上げるには、本体及び補機等がシステムとして一体的に機能する必要があります。 本業務にあたっては、システムとして設備全体を熟知するとともに、高度な技術力が必要となりますが、故障時等に迅速かつ適切な対応がとれるのは施工業者を除いて外にありません。

随意契約の契約状況表

(財務部)

	契約担当課	件名	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額 (単位：円)	地方自治 法施行令 第167条の 2第1項中	随意契約の理由
13	管財課	本庁舎ヒートポンプ設備保守点検業務委託	令和7年4月1日	福岡県福岡市博多区博多駅前3-2-1 三機工業㈱九州支店	5,775,000	2号	本委託業務は、本庁舎増築部分の空調設備の性能を維持するため保守点検を行うものであります。 当該設備は省エネ機器を導入していますが、本体及び補機等がシステムとして一体的に機能することによって省エネ効果が上がる仕組みとなっており、本業務にあたっては設備の全体を十分に熟知するとともに、システムに不具合が発生し能力が発揮しない場合や、故障時に迅速かつ適切な対応がとれることが前提条件となります。これをおこなえる会社はシステムを導入した施工業者を除いて他にありません。
14	管財課	庁舎空調自動制御設備保守定期点検業務委託	令和7年4月1日	大分市向原東1-6-7 旭計装㈱	6,176,500	2号	本委託業務は、本庁舎および第2庁舎の空調設備の自動制御設備の保守点検を行うものです。 業務にあたりましては、機器メーカーであるアズビル（旧山武）の自動制御機器を用いて構築しており、特殊な技術や高度な知識が不可欠であるとともに、他の機器との関連から本設備を十分に熟知している必要があります。 故障発生時に迅速で確かな対応がとれるのは機器メーカーの代理店である旭計装株式会社を除いて外にありません。
15	管財課	第2庁舎電算室系統冷却塔保守点検業務委託	令和7年4月1日	福岡県福岡市西区内浜2-4-38 空研工業㈱	748,000	2号	本業務委託は、第2庁舎の電算室系統空調機の冷却塔保守点検を行うものであります。 この冷却塔は、チャールユニットを循環している冷却水を冷やすための設備で、冷却塔内充填材によって冷却性能に大きく影響するため、正常に運転するためには本設備を熟知している必要があります。 また、チャールユニットは電算室専用の空調であるため、冷却塔に不具合が発生した場合、ホストコンピューター等の運転ができなくなり、窓口サービスが全てストップしてしまうといった重大な事態が発生することも懸念されるため、当該業務を迅速かつ的確な保守を行う業者は製造者しかありません。
16	管財課	大分市明野支所清掃業務委託	令和7年4月1日	大分市松原町3丁目1番11号 ㈱千代田	1,980,000	2号	本業務は、大分市明野支所の清掃業務をおこなうものです。 大分市明野支所の事務室及び会議室は、(株)トキハインダストリーあけのアクロスタウンの一部を借用しています。清掃業務を行うにあたり、日常の清掃業務は当然ながら作業の効率化や緊急時の迅速な対応を考えると、清掃資材置き場や、作業員の詰所等のスペースを確保する必要があります。 現在、大分市明野支所の借用については、支所の業務を行ううえで最小限のスペースを借用している状況で、新たに清掃資材置き場や作業員詰所を確保することは困難です。(株)トキハインダストリーあけのアクロスタウン全体の清掃業務は、(株)千代田に委託されており、㈱千代田が新たなスペースの確保をすることなく、緊急時の迅速な対応や効率的な作業がおこなえる唯一の業者です。
17	管財課	大分市庁舎電話受付案内臨時業務委託（単価契約）	令和7年4月1日	大阪府大阪市都島区東野田町四丁目15番82号 ㈱NTTマーケティングアク トProCX	—	2号	本市において、災害が発生し、災害対策本部を開設した場合、電話交換業務についても代表電話534-6111を開放し緊急時の対応を行わなくてはなりません。 このような緊急時に対応するため、電話交換業務の単価契約を締結する必要がありますが、現受託業者以外に電話交換機の操作方法及び業務内容を熟知し、災害対策本部の開設に伴う緊急な電話交換業務を行える業者はありません。 契約単価：①業務管理者(5～22時)…2,585円/1時間 ②業務管理者(22～5時)…3,245円/1時間 ③電話交換員(5～22時)…2,431円/1時間 ④電話交換員(22～5時)…3,036円/1時間 ⑤交通費…実費
18	管財課	本庁舎外5施設自動扉保守点検業務委託	令和7年4月1日	大分市水瀬町2丁目1番36号 オリエント産業㈱ 大分支店	2,613,600	2号	本業務は、本庁舎、第2庁舎、議会棟、野津原市民センター、城崎分館、佐賀関市民センター、本神崎連絡所及び一尺屋連絡所の自動扉の保守点検業務を行なうものです。 本庁舎等には毎日多数の人が出入りするため、自動扉は一日数十回以上の開閉動作を行っていますが、機械的消耗・電氣的劣化に対し定期的な点検や調整・部品交換を行い、常に自動扉が良好な状態を維持できなければ、故障等が発生し、来庁舎の方にご不便をおかけするだけでなく、安全性の確保に支障をきたすこととなります。 自動扉の使用部品は、製造メーカーごとに特殊な使用部品が多く使用されており、消耗部品の交換、あるいは故障時の対応において、本市の自動扉について構造的に熟知していなければ、適切な対応が行えないほか、復旧までに時間を要してしまうこととなります。 また、本庁舎の自動扉は設置から既に4年経過しておりますが、年数が経過するほど、消耗部品の供給が困難な状況になることから、部品の交換や故障が生じた際にも部品の調達や故障対応が確実に行えるよう庁舎の自動扉については建設当初よりフルメンテナンス契約行っております。 フルメンテナンス契約を行うことで、メーカーに部品がストックされるとともに、部品交換も別途費用を伴うことなく当該業務内において行うことが可能となります。 但し、このフルメンテナンス契約については、建設当初からの継続契約のみ可能で、中途からの契約は行えないため、この契約が切れてしまうと部品調達が不確実となるほか、部品交換時に別途多くの費用が生じることにもなります。 庁舎等の自動扉の保守点検業務を適正かつ確実に行えるのは、設置している自動扉について最も熟知するとともに唯一フルメンテナンス契約を結ぶことのできる製造メーカー保守点検部門であるオリエント産業株式会社を除いてほかにありません。 また、庁舎において40年以上経過した現在も重大な事故は発生しておらずトラブル発生時に於いても迅速な対応がなされています。
19	管財課	市役所駐車場案内板保守点検業務委託	令和7年4月1日	大分市王子中町6-4-2 有限会社 ヤマシタ広告社	594,000	2号	本業務は、市役所駐車場案内板の保守点検業務を行なうものです。 駐車場案内板の満空表示システムは、サーバーとモデム及びルーターなどを動作させるソフトを使用しており、携帯電話のホームページを作成利用して、携帯電話から満空表示が行えるようになっていています。 設置時から保守点検を実施することで、案内板の表示システムを安定的に作動させられます。また経年劣化による消耗部品交換、或いは故障時の部品交換は互換性に欠けることもあり、構造的にも熟知している設置者でなければ保守点検を実施することができません。

随意契約の契約状況表

(財務部)

	契約担当課	件名	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額 (単位：円)	地方自治 法施行令 第167条の 2第1項中	随意契約の理由
20	管財課	庁舎電気・消防設備保守点検業務委託	令和7年6月25日	大分市花津留2-25-16 ㈱九電工大分支部	22,264,000	2号	本委託業務は、本庁舎、第2庁舎の高圧電気設備、発電設備機器、電気時計、蓄電池設備、消防設備、防災設備の保守点検業務を行うものです。 業務については、各設備機器が総合システム化されており点検には総合的技術力が不可欠であるとともに、第2庁舎には住民記録システムや、税総合システム、など市の基幹システムのホストコンピューターやサーバーが設置されていることから、これらのシステム運用に支障が出ないように短時間での点検が必要です。 また、近年庁舎が防災拠点との考えのもとに発電機の重要性も増してきていますが、設備も設置後48年を経過し経年劣化も進んだことから機器更新の検討を行う時期を迎えています。施工期間、設置スペース、搬入ルート等を考慮すると、当面においては機器の延命処置（消耗部品の更新）での対応が必要となります。主要機器の多くが既に製造を終了しているため、今後の保守点検は以前にも増して慎重に実施しなければなりません。 株式会社九電工大分支部は庁舎電気設備の施工業者であり、庁舎建設時から保守点検を実施し、庁舎の設備内容を熟知するとともに総合的技術力、実績を有していることから本契約に係る業務を確実かつ迅速に遂行できるのは当該事業者に限られます。
21	管財課	令和7年度公有財産地図情報更新及び保守点検業務委託	令和7年4月1日	大分市東春日町1-1 (株)地域科学研究所 取締役 平井 慎一	1,900,800	2号	本委託業務は、管財課において公有財産管理のために運用されている「公有財産管理システム」の地図情報更新及び保守点検を行うものであります。 公有財産管理システムは、市有地の台帳データと地図データを結びつけることにより、各課で保有している市有地の情報を、より明確に把握し、市有地の管理を効率的に行うものです。 この公有財産管理システムは、(株)地域科学研究所が開発したものですので、当該業務においては、(株)地域科学研究所のみが内容を熟知しております。 以上のことから、(株)地域科学研究所と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約といたします。
22	管財課	令和7年度固定資産台帳更新業務委託	令和7年4月1日	大分市東春日町1-1 (株)地域科学研究所 取締役 平井 慎一	2,813,800	2号	本委託業務は、現在管財課にて管理している公有財産管理システムを利用し、固定資産台帳の整備を行うものであります。 統一的な基準による地方公会計に向けた取り組みにおいては、「今後の地方公会計の整備促進について」(平成26年5月23日付総務第102号総務大臣通知)により、統一的な基準による財務書類等を整備しておりますが、その作成にあたっては、固定資産台帳の整備が必要となります。 公有財産管理システムには、すでに大分市が所有する土地及び建物等のデータを入れており、その既存データに固定資産台帳に必要な情報を追加・更新し、固定資産台帳の整備を行います。 この公有財産管理システムは、(株)地域科学研究所が開発したものですので、当該業務においては、(株)地域科学研究所のみが内容を熟知しております。 以上のことから、(株)地域科学研究所と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約といたします。
23	財政課	令和6年度大分市低所得世帯支援給付金確認書作成及び封入封緘作業委託再度お知らせ	令和7年4月23日	大分市東春日町17-57 ㈱オーイーシー	995,060	7号	本事業は令和6年度大分市低所得世帯支援給付金の対象世帯のうち未だ返信等のない世帯に対して確認書を再度発行するものであり、様式は現行のものと同じである。よって、現行の版を有している株式会社オーイーシーが最も安価に印刷できるとと思われる。
24	財政課	令和7年度統一的な基準による財務書類作成システム導入業務委託	令和7年4月1日	大分市東春日町1-1 ㈱地域科学研究所	7,268,800	2号	当該システムのパッケージソフトウェアは、システム開発業者が独自に開発し、他に公開されていないプログラムによって構成されている。また、当該業務の実施に当たっては、本市が導入している固定資産台帳管理システムとデータ連携する必要があり、両システムの仕様等に精通している株式会社地域科学研究所が本委託契約に係る業務を確実かつ迅速に遂行できる。
25	財政課	統合税務システム改修業務委託（定額減税補足給付金（不足額給付）対象者抽出対応）	令和7年6月24日	大分市東春日町17-19 日本電気㈱大分支部	2,949,375	2号	本委託は、定額減税可能額を上回ると見込まれる者に対して、令和6年度に当初調整給付を行ったが、当初調整給付の際に推計額を用いて算定を行ったことにより、令和6年分の定額減税の実績額が確定し、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた者に対して、その差額を支給する定額減税補足給付金（不足額給付）の対応として、統合税務システムの改修業務を行うものである。 本委託における統合税務システムについては、既存のソフトウェアの変更を行う必要があるが、このソフトウェアの設計・開発に係る情報は、システム開発業者が独自に開発したもので、開発業者以外には公開されていないプログラムで構成されており、他者は当該ソフトウェアに係る知識や情報、ノウハウを有していない。したがって、業務の履行が可能な者は、当システムを設計・開発し、プログラム作成を行った業者である日本電気株式会社に限られる。 以上のことから、契約の性質又は目的が競争入札に適さない認められるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定によりシステム開発業者の、日本電気株式会社大分支部と随意契約を結ぶものである。

随意契約の契約状況表

(財務部)

	契約担当課	件名	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額 (単位：円)	地方自治 法施行令 第167条の 2第1項中	随意契約の理由
26	資産税課	令和8年度課税固定資産税・都市計画税納税通知書作製等業務委託	令和7年4月21日	TOPPANエッジ株式会社大分営業所 大分市都町1丁目2番1号	15,797,760	2号	本業務委託は、令和8年度に発送する固定資産税・都市計画税の納税通知書の作製等を行うもので、その業務内容は、台紙となる単票形式の納税通知書・課税明細書・納付書・口座振替依頼書・チラシ・封筒等（以下、各種帳票等という。）の印刷から、各種帳票等に所有者情報及び名寄せによる課税情報の印字、封入封緘までの一連業務を行うものである。 業務の実施にあたっては、個人情報や税情報の厳格な管理はもとより、各種帳票等の印字や封入封緘の主たる業務を令和8年3月中旬から4月上旬という極めて短期間の間に行うことが求められる。 現在、納付書として採用しているMPN標準帳票は、発行前にゆうちょ銀行の版下審査や整合性試験を受け同銀行の承認を得なければならず、その手順が多岐にわたるため、承認までに約半年から8ヶ月程度を要する。また、令和8年1月に実施される基幹業務システムの標準化により、総合収納システムの改修が行われることから、ゆうちょ銀行の承認を受けた納付書様式にデータを印字したシステム開発用の納付書（以下「開発用納付書」という）を令和7年7月（遅くとも9月）までに用意する必要がある。そこで、前年度の委託業者である株式会社TOPPANエッジにて令和6年度中に審査の一部を終わらせることで上記問題の解決が可能と考え、既に同年度中に完了をしている。加えて、同事業者は統合税務システム導入時にプログラムを作製し各種テスト、動作確認も完了しており、審査基準が厳しいMPN標準帳票の様式審査もクリアしているため、今回の標準化に伴う様式変更への対応も迅速に出来ると推察される。 上記理由により、株式会社TOPPANエッジ以外に本業務を確実に履行することができる者がいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約とする。
27	資産税課	大分市固定資産G1Sに係るシステム保守業務委託	令和7年4月1日	国際航業株式会社 大分営業所 大分市都町1丁目1番1号	3,520,000	2号	本業務は、国際航業株式会社により開発されたシステムを採用している大分市固定資産G1Sに係るシステム保守、管理を行う業務であり、システムの不具合等の早急な解決判断やシステムの改修更新等を迅速に行うことができるのは本システムの開発および構築をした国際航業株式会社大分営業所のみである。 よって、本業務を行うにあたっては、国際航業株式会社大分営業所と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とする。
28	資産税課	大分市家屋評価システム保守業務委託	令和7年4月1日	株式会社地域科学研究所 大分市東春日町1-1	1,879,900	2号	本業務は、家屋の評価額を算出するために使用している大分市家屋評価システムの保守業務であり、3年ごとに見直される固定資産税評価基準の専用知識も必要となり、評価基準に精通していることも重要な要素となる。 3年ごとの評価替えに伴うシステム更新に迅速かつ正確に対応していくためにも、本業務を確実に履行することができるのは、本システムを設計及び構築した株式会社SBS情報システムの大分市内で唯一のシステムサポート窓口である株式会社地域科学研究所である。 よって、同社と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とする。
29	資産税課	大分市固定資産G1Sデータ修正業務委託	令和7年5月29日	国際航業株式会社大分営業所 大分市都町1丁目1番1号	18,216,718	2号	本契約による業務は、大分市における固定資産税の適正かつ公平な課税を行うため、固定資産土地評価システムである大分市固定資産G1Sに登録する地番編集図等の電子図面関係データについて令和6年分の修正を行うものであり、地番編集図等の電子図面関係データは、修正作業を測量士等の有資格者によって行うことで、地番編集図の精度の向上を図ることができる。 また、分合筆等の行われた土地の評価は、①登記異動情報のシステムの入力 ②地番編集図等の電子図面関係データの修正 ③修正された地番編集図により画地計測等を行い評価するといった流れを伴うため、職員による作業とデータ修正作業を連携しながら進める必要がある。 以上のように本業務は、地番編集図の精度の高い修正作業を随時必要とするだけでなく電子図面関係データと土地一筆データとのマッチングなどの作業を行うため、本システムを熟知していることが必要であることから、大分市固定資産G1Sのシステム開発およびシステム保守を行っている国際航業株式会社大分営業所と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とする。
30	資産税課	固定資産税標準宅地の時点修正業務委託	令和7年6月25日	公益社団法人 大分県不動産鑑定士協会 大分市中島西1丁目2番24号 日宝グランディ中島203	4,862,000	2号	本業務は、地方税法附則第17条の2による時点修正業務であり、評価額が賦課期日における客観的な交換価値を上回ることがないよう、価格調査基準日以降、賦課期日の半年前までの地価下落を評価額に反映させるもので、令和7年7月1日の県地価調査価格の結果等より地価が下落している地域を把握し、その地域に関する標準宅地の時点修正を実施する必要がある。 また、この業務は令和7年7月1日時点の価格（下落率）を短期間で大量に鑑定を行う業務であり、標準宅地同士のバランス調整、変動割合の検討など鑑定士相互の検討・調整が特に重要であることから、令和6年度評価替えに係る標準宅地の鑑定評価の委託先であり、県内の地価動向等に精通した多くの不動産鑑定士を組織し、不動産鑑定士間の調整を短期間に行うことができる公益社団法人大分県不動産鑑定士協会と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とする。